

令和6年度（2024年度）

茨木市住みよいまちづくり 協議会定期総会

日時 令和6年5月11日（土）
午後1時30分 開会
場所 クリエイトセンター センターホール



「本協議会シンボルマーク」

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

「茨木市ブランドメッセージ」

茨 木 市 民 憲 章

【 前 文 】

わたくしたちは 茨木市民です
わたくしたちの 茨木市は
京阪神を結ぶ要路にあって
めぐまれた自然とゆたかな歴史をうけつぎ
発展しつづけている希望のまちです
わたくしたちは
このまちの市民であることに誇りと責任をもち
みんなのしあわせをねがって
より住みよい郷土をつくるために
この憲章をさだめます

【 本 文 】

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年（1966年）11月3日 制定

市民憲章は、茨木市民としての市民性を高め、より住みよい地域社会をつくるため、市民一人ひとりの生活信条の指針として、市民の自発的な総意に基づいて定められたものです。

総 会 次 第

1. 開 会

2. 市 民 憲 章 唱 和

3. 会 長 あ い さ つ

4. 来 賓 祝 辞

5. 表 彰 状 贈 呈

6. 議 案

(1) 令和5年度事業報告

(2) 令和5年度決算報告

(3) 監査報告

(4) 令和6年度事業計画(案)

(5) 令和6年度予算(案)

7. 講 演 会

テーマ:「地域と防災」

講 師: 立命館大学 政策科学部
准教授 豊田 祐輔 氏

8. 閉 会

資 料 目 次

令和5年度事業報告	1
令和5年度収入・支出決算書.....	3
令和5年度監査報告	6
令和6年度事業計画	7
令和6年度収入・支出予算書	9
善行者・善行団体・暮らしの中の花いっぱいコンクール表彰	11
茨木市住みよいまちづくり協議会規約	12
茨木市住みよいまちづくり協議会表彰規則	14
清掃活動補助要綱	15
清掃用具貸与要綱	17
茨木市住みよいまちづくり協議会役員名簿	19
構成団体名簿	21

令和5年度 事業報告

(総会の開催)

- R5. 5.13 会場：市民総合センター 1階 センターホール
善行者・善行団体、くらしの中の花いっぱいコンクール表彰
令和4年度事業報告・決算報告、監査報告
令和4年度役員改選（会長就任）
令和5年度事業計画（案）・予算（案）を承認
講演会：「安威川ダムとダムパークいばきたについて」
〈講師〉 茨木市都市整備部北部整備推進課
課長代理 柴田 昌和 氏
出席者数：187人

(常任理事会の開催)

- R5. 4.10 会長候補、令和5年度総会について
R5. 6. 8 令和5年度退任理事の感謝状贈呈（案）について（書面議決）
R6. 3.22 令和6年度定期総会開催等について

(理事会の開催)

- R5. 4.24 役員改選（案）について・令和5年度総会について、
R5. 6.27 感謝状贈呈について・役員改選・各部会の事業計画の具現化について

(総務部会)

〈部会の開催〉

- R5. 6.27 部会の事業計画の具現化について
R5.10.18 視察研修会について・市民憲章運動推進第57回全国大会について・学生部会について
R6. 1.17 視察研修会について・機関紙「まちづくりの友」第97号の内容について・総会について
R6. 2.27 学生報告会について

〈活動事業〉

- R5. 6.15～ 自治会用掲示板の配布及び斡旋の受付
(8月下旬に申込自治会へ配布) ※42自治会 67枚
R5. 7.15 機関紙「まちづくりの友」(第96号)発行
R5.10.21・22 市民憲章運動推進第57回全国大会へ参加
開催地：荘銀タクト鶴岡（山形県鶴岡市）
R5.12.27 学生「おにクル」取材（追手門学院大学2名）
R6. 1.24 茨木市住みよいまちづくり協議会・茨木市自治会連合会合同視察研修会
視察先：おにクル・茨木市文化財資料館・イコクルいばらき
R6. 2.15 機関紙「まちづくりの友」(第97号)発行

(風習部会)

〈部会の開催〉

R5. 6. 27 部会の事業計画の具現化について

〈活動事業〉

- R5. 8. 10 安全・安心まちづくりの日キャンペーンを防犯協会と合同実施（イオンモール茨木）
R5. 10. 11 全国地域安全運動 いばらきキャンペーン（防犯協会主催）へ出席
R5. 10. 12 安全・安心まちづくりの日キャンペーンを防犯協会と合同実施（阪急茨木市駅前周辺）
R5. 11. 8 自転車マナー・交通マナースクール（茨木市立茨木小学校）
R5. 12. 6 自転車マナー・交通マナースクール（茨木市立西河原小学校）
R5. 12. 13 自転車マナー・交通マナースクール（茨木市立西小学校）
R6. 2. 9 安全・安心まちづくりの日キャンペーンを防犯協会と合同実施（イオンモール茨木）

(環境部会)

〈部会の開催〉

R5. 6. 27 部会の事業計画の具現化について

R5. 11. 6 年末市内一斉清掃について

R6. 3. 22 令和6年度「くらしの中花いっぱいコンクール」について・令和5年度部会事業報告について・令和6年度事業計画について

〈活動事業〉

R5. 5. 13 総会時に草花苗（ベゴニア、サルビア、ペチュニア）を配布

R5. 7. 15 機関紙「まちづくりの友」（第96号）にごみ持ち帰りに関する啓発記事の掲載

R5. 12. 3 年末市内一斉清掃の実施

・市内の駅周辺（JR茨木駅・阪急茨木市駅・総持寺駅・南茨木駅）

役員、ボーイスカウト・ガールスカウト、連合茨木連絡会、(株)ハウスビルシステム、市職員などが参加して実施

・その他の地域 … 自治会、老人クラブなどで実施

（実施自治会、老人クラブへは、事前にゴミ袋を配布）

※自治会・老人クラブなど368団体 20,590人が参加

※ごみの量 約42.1トン（収集車両延べ40台）

R6. 3. 6 「くらしの中の花いっぱいコンクール」推薦応募作品の現地調査

随 時 清掃活動補助制度の実施 ※申請件数 43件

(関係機関・団体事業への協力)

R5. 5. 15 「社会を明るくする運動」茨木市推進委員会へ出席

令和5年度収入・支出決算書

●収入

(単位：円)

科 目	予算額 a	決算額 b	差引額 (b-a)	附 記
交 付 金	1,600,000	1,600,000	0	市交付金
協 賛 金	780,000	800,000	20,000	一斉清掃用ごみ袋
雑 収 入	561,682	805,888	244,206	預金利息、掲示板実費負担金
繰 越 金	508,318	508,318	0	前年度繰越金
合 計	3,450,000	3,714,206	264,206	

●支出

(単位：円)

科 目	予算額 a	決算額 b	差引額 (a - b)	附 記
会 議 費	10,000	12,374	△2,374	
会 議 費	10,000	12,374	△2,374	
事 業 費	3,360,000	3,110,158	249,842	
緑化推進費	60,000	67,320	△7,320	草花苗（総会時配布）
実践活動費	400,000	265,863	134,137	清掃活動補助費他
消耗品費	1,500,000	1,725,415	△225,415	掲示板、ごみ袋他
印刷製本費	320,000	351,340	△31,340	機関紙、封筒
旅 費	200,000	134,410	65,590	
負 担 金	30,000	27,000	3,000	全国市民憲章運動連絡協議会負担金他
通 信 費	500,000	383,473	116,527	切手、郵送料、機関紙等配送料
使 用 料	100,000	99,620	380	総会等会場使用料
報 償 費	100,000	580	99,420	学生まちづくりの友取材費
研 修 費	120,000	36,107	83,893	
手 数 料	30,000	19,030	10,970	
積 立 金	50,000	50,000	0	
積 立 金	50,000	50,000	0	
予 備 費	10,000	100,000	△90,000	
予 備 費	10,000	100,000	△90,000	能登半島地震義援金
繰 越 金	20,000	441,674	△421,674	
繰 越 金	20,000	441,674	△421,674	
合 計	3,450,000	3,714,206	△264,206	

※予算の範囲内において費用相互の流用ができるものとする

《協賛金にご協力いただいた団体・企業》

茨木商工会議所、茨木市商業団体連合会、
茨木市委託ゴミ業務品質向上協議会、(一社) 茨木青年会議所、
茨木オークライオンズクラブ、ロータリークラブ (茨木・茨木東・茨木西)、
茨木ローズライオンズクラブ、ゴウダ(株)、橋本食糧工業(株)、北おおさか信
用金庫、日東電工(株)、エスケー化研(株)、大和運送(株)、(株)掛谷工務店、
日本たばこ産業(株)、(株)神戸製鋼所、(株)吉野工業所、東洋製罐(株)、
大和製罐(株)、茨木市農業振興団体・茨木市花卉園芸振興会
早稲田摂陵高等学校・向陽台高等学校、
追手門学院大学校友会、藍野大学・藍野大学短期大学部・藍野高等学校、
立命館大学、大阪行岡医療大学、梅花女子大学

29 団体

令和 5 年度 6 0 周年記念事業用積立金決算書

(単位：円)

前年度末残高	年度中の増減		本年度末残高
	増額	減額	
150,001	50,000	—	200,001

※令和 13 年度に茨木市住みよいまちづくり協議会設立 60 周年記念事業として、執行を予定しています
 ※預金利息を含みます。

令和5年度 監 査 報 告

令和5年度茨木市住みよいまちづくり協議会収入・支出決算書は、諸帳簿及び証拠書類と
対照監査の結果、収支ともに適正であると認めたので報告します。

令和6年4月12日

茨木市住みよいまちづくり協議会

監査 山 田 久 敬



監査 森 下 恭 子



茨木市住みよいまちづくり協議会

会長 西 川 明 様

令和6年度事業計画（案）

●基本方針

本協議会は、市民や団体が地域社会に対する関心を高め、住みよいまちづくりに寄与することを目的に、一貫して、市民の生活信条である「市民憲章」の実践運動を推進しているところであります。

本年も、引続き「連帯」と「協調」の輪が市民の皆様の間に広がるよう、まちづくりを推進するとともに、市民の皆様、市内の団体・教育機関・事業所の皆様と連携し、参加と協力のもと、重点実践活動項目を活動の軸として、住みよいまちづくり運動を展開してまいります。

令和6年度重点実践項目

1. 住みよいまちづくりを目指し 市民憲章の周知と実践に努めよう
2. 地域環境を大切にして 花と緑をいっぱいにしよう
3. 安全・安心な まちづくりを 推進しよう
4. 教養をふかめて 温かい心で交流しよう
5. 郷土の伝統や文化財を 大切にしよう

■総務部会

項 目	具 体 的 な 取 組 み
市民憲章の唱和	・ 市民憲章唱和の推進 ・ 市民憲章カードの配布
まちづくり運動の調査研究	・ 施設見学会の実施 ・ 市民憲章運動推進全国大会への参加
広報活動の推進	・ 機関紙「まちづくりの友」の配布 ・ 広報活動用掲示板の配布
大学との連携	・ 市内にある大学の学生と連携して、機関紙「まちづくりの友」の紙面を作成

■風習部会

項 目	具 体 的 な 取 組 み
安全・安心なまちづくり	・ 迷惑駐車防止用ビラの配布 ・ 安全・安心まちづくりの日キャンペーン等の実施
よい風習をひろめる	・ 自転車運転マナー啓発活動の推進

■環境部会

項 目	具 体 的 な 取 組 み
清掃活動	・市内一斉清掃の実施及び参加拡大 ・清掃活動補助制度の実施 ・毎月第1日曜日の「清掃の日」の周知 (自治会へのアンケート調査後、昭和51年11月に本協議会で決定された。) ・清掃用ロゴ入りごみ袋の作成 ・清掃用具貸与の実施
ポイ捨て防止	・ごみ持ち帰り運動の推進
緑化推進	・草花苗の配布等 ・緑化推進賞の実施
地域環境保護	・環境啓発活動

令和 6 年度収入・支出予算書（案）

●収入

（単位：円）

科 目	本年度予算額 a	前年度予算額 b	増減 (a - b)	附 記
交 付 金	1,600,000	1,600,000	0	市交付金
協 賛 金	780,000	780,000	0	一斉清掃用ごみ袋他
雑 収 入	628,326	561,682	66,644	預金利息、 掲示板実費負担金
繰 越 金	441,674	508,318	△66,644	前年度繰越金
合 計	3,450,000	3,450,000	0	

●支出

（単位：円）

科 目	本年度予算額 a	前年度予算額 b	増減 (a - b)	附 記
会 議 費	10,000	10,000	0	
会 議 費	10,000	10,000	0	
事 業 費	3,360,000	3,360,000	0	
緑化推進費	70,000	60,000	10,000	草花苗
実践活動費	360,000	400,000	△40,000	清掃活動補助費他
消耗品費	1,600,000	1,500,000	100,000	掲示板、ごみ袋他
印刷製本費	400,000	320,000	80,000	機関紙、封筒他
旅 費	150,000	200,000	△50,000	市民憲章運動推進全国大会関係費用 大学と連携事業
負 担 金	30,000	30,000	0	全国市民憲章運動連絡協議会負担金他
通 信 費	400,000	500,000	△100,000	切手、郵送料、 機関紙等配送料
使 用 料	100,000	100,000	0	総会等会場使用料
報 償 費	100,000	100,000	0	講師謝礼、大学と連携事業
研 修 費	120,000	120,000	0	視察研修会バス借上げ料
手 数 料	30,000	30,000	0	振込手数料
積 立 金	50,000	50,000	0	
積 立 金	50,000	50,000	0	60 周年記念事業
予 備 費	10,000	10,000	0	
予 備 費	10,000	10,000	0	
繰 越 金	20,000	20,000	0	
繰 越 金	20,000	20,000	0	
合 計	3,450,000	3,450,000	0	

※予算の範囲内において費用相互の流用ができるものとする

令和6年度60周年記念事業用積立金予算書（案）

（単位：円）

前年度末残高	年度中の増減		本年度末残高
	増額	減額	
200,001	50,000	—	250,001

善行者・善行団体・くらしの中の花いっぱいコンクール表彰

- ◎ 市民生活に身近な善行業績として、地域内の美化や緑化の推進など、住みよいまちづくりに向け、他の模範となるべき奉仕活動を実践されている方々に、その尊い行為を讃え表彰状をお贈りするものです。

表彰状（個人）

（五十音順・敬称略）

氏 名	活 動 内 容
乾 忠之	長年にわたり、こどもの安全見守活動、地域の清掃活動を行っている。
中山 清子	月に2回、地域の独居老人の方々が、気軽に集まれる「ひだまり」という集いの場を提供している。
畑 實	児童の見守りを自主的に行っている。

表彰状（団体）

（五十音順・敬称略）

団 体 名	活 動 内 容
いこい亭	白川地区において、長年にわたり、月2回退職者や独居老人の方々のいこいの場として、集会所を活用し、コーヒー、紅茶などを提供され、地域包括支援センターと連携し、健康相談も行っている。高齢者が出かけるきっかけを提供している。
春日神社清掃奉仕グループ	長年にわたり、春日神社（下穂積）、参道周辺道路の清掃活動をされている。最近活動に共感した高校生も一緒に参加している。

くらしの中の花いっぱいコンクール表彰

（五十音順・敬称略）

氏 名	活 動 内 容
庄栄地区にお住まいの方	一年を通じて玄関等を花でいっぱいにし、道行く人の心をなごませている。
西福井南自治会 環境部	

茨木市住みよいまちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 この会は茨木市住みよいまちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。

(趣旨および目的)

第2条 協議会は茨木市の健全な発展と住みよいまちづくりのために、宗教、政治活動にかたよることなく市民憲章及び新生活運動の精神をたいし、住民相互の連帯性並びに市民性をたかめて、次の運動を推進することを目的とする。

- (1) 健全な家庭と明るい地域をつくる運動
- (2) まちを美しく清潔にする運動
- (3) きまりを守り公德心を高める運動
- (4) 自然を愛護し花と緑を育て空気と水をよごさない運動
- (5) 生活を合理化し改善する運動
- (6) その他協議会の目的達成に必要な運動

(事 業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 実践目標を策定する。
- (2) 実践団体相互間及び実践団体と行政機関との連絡調整をはかる。
- (3) 実践団体が行う事業を協賛し、後援する。
- (4) 住民参加行事を計画し、提唱または主催する。
- (5) 専門的技術を提供し助言する。
- (6) 住民の理解と認識を深めるため行う広報宣伝活動
- (7) その他目的達成に必要な事業

(構 成)

第4条 この協議会は住民によって組織された各種団体及び事業団体、関係機関の代表並びに学識経験者等をもって構成する。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

(役 員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1 人	副 会 長	3 人	常任理事	若干人
理 事	若干人	会 計	1 人	監 査	2 人

- 2 会長は理事会の推薦を受け総会の承認を得るものとし、その他の役員は会長が理事会の承認を得て会員のなかから指名する。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任したものの任期は前任者の残存任期とする。

(任 務)

第7条 会長は協議会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職務を代理する。
- 3 常任理事は協議会の業務を執行する。

- 4 理事は理事会を構成し、協議会の業務を執行する。
- 5 会計は協議会の会計事務を掌る。
- 6 監査は協議会の会計を監査する。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

(推進員)

第9条 協議会は実践活動を推進するため、推進員を置くことができる。

- 2 推進員は第2条の目的達成に必要な実践活動を推進する。

(部会)

第10条 協議会は必要に応じ部会を置くことができる。

(総会等)

第11条 総会は、毎年1回会長が招集し、総会の議長は出席会員のうちから選出する。ただし、必要に応じ、臨時に総会を開くことができる。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決せるところによる。

- 3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 規約及び規則の制定改廃に関すること。
- (4) その他重要事項

- 4 理事会及び常任理事会は、必要に応じ会長が招集し、重要事項を審議する。

(経費)

第12条 協議会に必要な経費は助成金、寄附金及びその他をもってあてる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は毎年4月1日から、翌年3月31日とする。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は茨木市役所（茨木市駅前三丁目8番13号）に置く。

附 則

この規約は昭和46年5月20日から施行する。

附 則

この規約は昭和61年5月31日から施行する。

附 則

この規約は平成元年5月27日から施行する。

附 則

この規約は平成9年5月17日から施行する。

附 則

この規約は平成13年5月19日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規約は平成25年5月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

茨木市住みよいまちづくり協議会表彰規則

(趣 旨)

第1条 この規則は会長が行う表彰（以下「表彰」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2条 会長は、茨木市の健全な発展と住みよいまちづくりのため顕著な功績のあった個人若しくは団体を常任理事会の議を経て表彰する。

(表彰の時期)

第3条 表彰は総会において行う。ただし、特に必要があるときには、そのつど行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、特に必要があるときは、副賞を添えることができる。

(補 則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年5月17日から施行する。

善行者・善行団体表彰基準

1. 概ね5年以上の実践期間があること。
2. 市民生活の中で真に他の模範として推奨すべき実践及び事績・善行のあった個人・団体。
3. ただし、職務に密接な関係のある行為または、所属する団体の本来の目的に基づく行為である場合を除く。
4. 過去に本協議会から表彰された個人・団体を除く。
5. その他理事会が必要と認めるとき。

清 掃 活 動 補 助 要 綱

(目 的)

第1 この要綱は、茨木市住みよいまちづくり協議会（以下「協議会」という。）の構成団体等（以下「団体等」という。）が実施した清掃活動に対して補助し、住みよいまちづくり運動における美化意識の高揚を図ることを目的とする。

(定 義)

第2 この要綱において、「清掃活動」とは、地域内の道路・広場その他公共の場所における散在性ごみの除去並びに清掃及び除草をいう。

(補助対象経費)

第3 補助の対象経費は、清掃活動に使用する簡易な道具類（ほうき、軍手、ゴミ袋、ちり取り、鎌、鍬、熊手、金ばさみ、スコップ等）に要する費用とする。

2 次に掲げる経費は、補助の対象としない。

(1) 草刈機、脚立等及びこれらに付随する消耗品に要する費用

(2) 茶、ジュースその他の飲料等に要する費用

(補助金)

第4 補助金は、団体等が清掃活動に使用した道具類の費用の2分の1とする。ただし、清掃活動1回について5,000円を限度とする。

(補助金交付請求)

第5 補助金の交付を受けようとする団体等の代表者は、補助金交付請求書兼清掃活動実施報告書（以下「請求書」という。）（様式第1号）に記入のうえ道具類を購入した際の領収書又はレシートを提示して、協議会の会長に提出する。

2 補助金の交付は、1団体等について1年度内1回を限度とする。

3 補助金交付請求は、清掃活動実施後、当該年度内にしなければならない。

(補助金の交付)

第6 協議会は、提出された請求書等の内容を審査し、承認したものについては、毎月一定の期日において請求のあった団体等へ補助金を交付する。

(補助金の取り消し等)

第7 協議会の会長は、補助金の交付を受ける団体等あるいは受けた団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助金を受け、又は受けようとしたとき。

附 則

この要綱は、昭和63年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(様式第1号)

年 月 日

茨木市住みよいまちづくり協議会会長

構成団体名 _____
代表者名 _____ 印
住 所 _____ 電話 () - _____

補助金交付請求書兼清掃活動実施報告書

標記のこと、下記のとおり清掃活動を実施したことを報告し、清掃活動補助要綱に基づき、補助金を請求いたします。

実 施 月 日	月													
	日													
参 加 人 員	合計													
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
清 掃 場 所														
清 掃 実 施 内 容														
所 要 経 費	品 名	数 量			単 位			単 価			金 額			
	合 計													
備 考									領収書確認		補 助 額			

※領収書（内訳が分かるもの。レシート可）を提示してください。

清 掃 用 具 貸 与 要 綱

(目 的)

第1 この要綱は、清掃活動を実施しようとする団体に対して、清掃用具（竹ぼうき、ちりとり、金ばさみに限る。）を貸与することによって、市内の美化活動の推進に資することを目的とする。

(貸与対象)

第2 貸与の対象となるものは、おおむね5人以上で組織され、市内に活動拠点を有する団体とする。

(申 請)

第3 清掃用具の貸与を受けようとするものは、清掃実施日の1週間前までに清掃用具貸与申請書（様式第1号）を、茨本市住みよいまちづくり協議会（第4及び第5において「協議会」という。）の事務局へ提出しなければならない。

(貸 与)

第4 協議会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて清掃用具を貸与する。

2 協議会は、清掃用具を貸与したときは、清掃用具貸与台帳に記録するものとする。

(管 理)

第5 清掃用具を使用するものは、清掃用具を善良な管理者の注意をもって管理し、使用を終了したときは、当該清掃用具を原状に回復し、速やかに協議会の事務局へ返却しなければならない。

2 清掃用具の損害又は滅失若しくは損傷した場合、使用者はそれを弁償しなければならない。ただし、不可抗力によるものは除くものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、清掃用具の貸与について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月22日から実施する。

(様式第1号)

清掃用具貸与申請書

年 月 日

(申請先) 茨木市住みよいまちづくり協議会会長

氏 名 _____ (電話: _____)

住 所 〒 _____ 茨木市 _____

下記のとおり、清掃用具の貸与を申請します。

記

1 申請清掃用具

	個数
竹ぼうき	
ちりとり	
金ばさみ	

2 活動内容

・実施日時 _____ 月 _____ 日

・参加人数 _____ 人

・実施場所 _____

・実施内容 _____

※注意事項

- ・貸与時期によっては、貸与できない場合があります。

窓口処理欄

(下記は記入しないでください)

受付番号: _____

☆ 貸与清掃用具

	個数
竹ぼうき	
ちりとり	
金ばさみ	

☆ 貸 与 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

☆ 受取人氏名 _____

茨木市住みよいまちづくり協議会役員名簿

(顧問)

松 永 豊

令和6年4月1日現在

敬称略

役職名	専門部会名	氏名	所属団体名簿等	備考
会長		西川 明	茨木オークライオンズクラブ	
副会長		三輪 紀雄	茨木市自治会連合会	(環境)
〃		佐名川 玲子	茨木市消費者協会	(総務)
〃		中井 郷之	追手門学院大学	(風習)
会計		畠山 眞悟	茨木市文化財愛護会	
監査		山田 久敬	茨木市商業団体連合会	
〃		森下 恭子	(特活) 地球環境再生機構	
常任理事	総務部会長	田峰 泰久	(特活) まちづくりメディア	
〃	総務副部会長	寺崎 千之	(特活) 茨木市体育協会	
理事	総務部会	塩谷 嘉太郎	茨木東ロータリークラブ	
〃	〃	福元 康行	茨木地区保護司会	
〃	〃	奥 万利子	茨木市明るい選挙推進協議会	
〃	〃	川口 敏之	(社福) 茨木市社会福祉協議会	
〃	〃	福見 剛史	連合大阪北大阪地域協議会 北摂地区協議会茨木連絡会	
〃	〃	小河 尚司	茨木ローズライオンズクラブ	
〃	〃	田橋 知直	追手門学院中・高等学校	
〃	〃	野出 靖宏	追手門学院大学校友会	
常任理事	風習部会長	浦野 祐美子	茨木市こども会育成連絡協議会	
〃	風習副部会長	藤岡 隆光	茨木市消防団	
理事	風習部会	小林 淳	茨木市立公民館長連絡協議会	
〃	〃	岡村 美範	茨木市自治会連合会	

役職名	専門部会名	氏名	所属団体名簿等	備考
〃	〃	山田 遼	(一社) 茨木青年会議所	
〃	〃	吉村 文男	茨木市老人クラブ連合会	
〃	〃	稲本 拓司	茨木オークライオンズクラブ	
〃	〃	太田 景子	茨木地区更生保護女性会	
〃	〃	大岩 賢悟	茨木防犯協会	
常任理事	環境部会長	小阪 誠史	茨木市農業振興団体連合会 茨木市花卉園芸振興会	
〃	環境副部会長	井上 泰志	茨木商工会議所	
理事	環境部会	松木 進	阪急電鉄(株)茨木市駅	
〃	〃	塚本 直史	西日本旅客鉄道(株)茨木駅	
〃	〃	横山 稔	茨木スカウト連絡会	
〃	〃	神谷 雄毅	早稲田摂陵高等学校	
〃	〃	坂東 咲子	(一社) 茨木青年会議所	
〃	〃	栗田 展宏	(一社) 茨木市観光協会	

構成団体名簿

令和6年4月1日現在（順不同）

団 体 名	団 体 名	団 体 名
茨木市自治会連合会	茨木商工会議所	一般社団法人茨木青年会議所
地区連合自治会	茨木市商業団体連合会	茨木未来倶楽部
単位自治会	茨木市農業協同組合	茨木スカウト連絡会
茨木市老人クラブ連合会	茨木市農業振興団体連合会	茨木市医師会
茨木市PTA協議会	茨木市花卉園芸振興会	茨木市歯科医師会
茨木市立公民館長連絡協議会	（特活）茨木市体育協会	茨木市薬剤師会
茨木市社会福祉協議会	茨木市こども会育成連絡協議会	西日本電信電話(株)大阪支店
茨木市民生委員児童委員協議会	茨木市文化財愛護会	日本たばこ産業(株)
茨木市人権擁護委員会	茨木市消費者協会	西日本旅客鉄道(株)茨木駅
茨木地区保護司会	茨木市明るい選挙推進協議会	阪急電鉄(株)茨木市駅
茨木地区更生保護女性会	連合大阪北大阪地域協議会	阪急バス(株)茨木営業所
茨木防犯協会	北摂地区協議会茨木連絡会	京阪バス(株)高槻支所
茨木市消防団	茨木市赤十字奉仕団	近鉄バス(株)鳥飼営業所
茨木市災害予防協会	茨木ロータリークラブ	関西電力(株)大阪支社
茨木交通安全協会	茨木東ロータリークラブ	（特活）まちづくりメディア
茨木市立幼稚園長会	茨木西ロータリークラブ	一般社団法人茨木市観光協会
茨木市立小学校長会	茨木ライオンズクラブ	（特活）地球環境再生機構
茨木市立中学校長会	茨木オークライオンズクラブ	追手門学院大学校友会
	茨木ローズライオンズクラブ	早稲田摂陵高等学校
	茨木ハーモニーライオンズクラブ	追手門学院中・高等学校

編集・発行

茨木市住みよいまちづくり協議会

〈事務局〉

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市市民文化部地域コミュニティ課内

電話 072(620)1604(直通)

発行日 令和6年(2024年)5月

この冊子は、再生紙を使用しています。